

## 【協議第1号】

南房総・館山地域公共交通活性化協議会規約 (案)

(R1.9.9 現在)

(設置)

第1条 南房総市及び館山市の区域内において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成に関する協議及び網形成計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、当該地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(名称及び事務所の位置)

第2条 協議会の名称及び事務所の位置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 名称 南房総・館山地域公共交通活性化協議会

(2) 事務所の位置 事務局を担う市役所所在地

(担当事務)

第3条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。

(2) 網形成計画の実施に係る必要な協議に関すること。

(3) 網形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

(会長)

第5条 会長は、別表1に掲げる委員の互選によってこれを定める。

(副会長)

第6条 副会長は、別表1に掲げる委員のうちから会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 別表1に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

3 前号以外の委員については、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 委員は、事故その他やむを得ない事由により会議に出席できないときは、代理人

を出席させることができる。

- 4 会議の議決の方法は出席した委員（代理人を含む）の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前6項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。  
(書面審議)

第10条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会で協議が整った事項について、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第12条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、千葉県総合企画部交通計画課の協力を得て、南房総市総務部企画財政課と館山市総合政策部企画課とが共同してその任にあたる。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に要する経費は、南房総市・館山市及び関係団体の負担金、国からの補助金等、その他の収入をもって充てる。

(監査)

第15条 協議会に監査委員を2人置く。

- 2 協議会の出納の監査は、会長が指名する別表1に掲げる委員がこれを行う。
- 3 前項の規定により指名を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第17条 委員等が協議会等に出席し、又は協議会の職務のため旅行したときは、予算の範囲内で報償及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

- 2 前項に定める報償及び費用弁償の額、支給方法等については、会長が別に定める。  
(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和元年 月 日から施行する。
- 2 第7条の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

別表1 (第4条関係)

条 項	委 員
法第6条第2項第1号	千葉県
	南房総市
	館山市
法第6条第2項第2号	東日本旅客鉄道株式会社 館山駅
	一般社団法人千葉県バス協会
	館山日東バス株式会社
	ジェイアールバス関東株式会社 館山支店
	一般社団法人千葉県タクシー協会
	南房総市及び館山市域内タクシー事業者代表
	一般社団法人千葉県トラック協会
	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車組織する団体
	安房土木事務所調整課
	法第6条第2項第3号
	国土交通省関東運輸局 交通政策部交通企画課
	関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官(輸送)
	館山警察署交通課
	学識経験者
事務局	南房総市総務部企画財政課
	館山市総合政策部企画課

## 南房総・館山地域公共交通活性化協議会事務局規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、南房総・館山地域公共交通活性化協議会規約第13条の規定に基づき、南房総・館山地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関すること。

### (職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、南房総市総務部企画財政課長又は館山市総合政策部企画課長をもって充てる。

3 事務局職員は、南房総市総務部企画財政課、館山市総合政策部企画課の職員をもって充てる。

### (専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

### (文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、南房総市又は館山市において定められている文書の取扱いの例による。

2 文書には、記号及び番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書についてはこれを省略することができる。

3 記号は、「南館公活」とする。

### (公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の名称、形状、書体、寸法及び用途は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の管理は、事務局長が行うものとし、その取扱いについては、南房総市又は館山市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年 月 日から施行する。

別表 (第6条関係)

名 称	形 状	寸 法	用 途
南房総・館山地域 公共交通活性化協 議会会長之印	南房総・館山 地域公共交 通活性化協 議会 会長之印	24×24 ミリメートル	一般文書

## 南房総・館山地域公共交通活性化協議会の財務に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、南房総・館山地域公共交通活性化協議会規約第16条の規定に基づき、南房総・館山地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (予算)

第2条 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに南房総市長及び館山市長に送付しなければならない。

### (予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

### (予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時的かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2以外の項及び目を定めることができる。

### (流用及び充当)

第5条 会長は、歳出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、協議会に報告しなければならない。

### (出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

### (出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局員のうちから、協議会の出納員を命ずる。

2 出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

### (収入及び支出の手続き)

第8条 協議会の予算にかかる収入及び支出の手続きは、南房総市又は館山市の例による。

2 出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の監事の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年 月 日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

## 南房総・館山地域公共交通活性化協議会委員等の報償費等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、南房総・館山地域公共交通活性化協議会規約第17条の規定に基づき、南房総・館山地域公共交通活性化協議会の委員等の報償費及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (報償費)

第2条 報償費は、別表第1のとおりとする。ただし、国、県、南房総市及び館山市の常勤職員（以下「行政機関の職員等」という。）並びに辞退の申し出のあった委員については、これを支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 委員に、費用弁償を支給する。ただし、行政機関の職員等及び辞退の申し出のあった委員については、これを支給しないものとする。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、南房総市又は館山市の例による。

### (委任)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、令和元年 月 日から施行する。

### 別表第1 (第2条関係)

区 分	金 額
委員	日額8,500円

## 【協議第1号】

南房総・館山地域公共交通活性化協議会役員の選出について

### 議案説明

当協議会の会長については、協議会規約（案）により「委員の互選によってこれを定める」としており、本来であれば皆様にお集まりいただき、お諮りしたうえで決定すべきところでございますが、【協議第2号】にもありますように、今年度、「地域公共交通網形成計画」策定のための調査業務の委託、及び、その調査業務等に対する国庫補助の申請を予定しており、業務委託契約や補助金申請に当たっては、会長を事前に決定する必要があるでございます。

そのため、今回は暫定的に、会長を含めた役員を選定について事務局より提案した案を書面協議させていただき、次回の会議でお集まりいただいた際に改めて協議をお願いしたく存じます。

事務局からは、次のとおり提案いたします。

(案)

会 長	三林 直慶	千葉県総合企画部 交通計画課長
副会長	嶋田 守	南房総市副市長
副会長	田中 豊	館山市副市長
監査委員	鈴木 賢二	安房道の駅連絡会会長
監査委員	西川 隆	館山市社会福祉協議会事務局長

### ※規約参照

(会長)

第5条 会長は、別表1に掲げる委員の互選によってこれを定める。

(副会長)

第6条 副会長は、別表1に掲げる委員のうちから会長が指名する。

(監査)

第15条 協議会に監査委員を2人置く。

2 協議会の出納の監査は、会長が指名する別表1に掲げる委員がこれを行う。